

## 報道発表

GLEIFが導入した「登録エージェント」という概念により、企業は、取引主体識別子（LEI）発行組織のネットワークに顧客がアクセスするのをサポートできるようになります

**（企業が）取引主体識別子（LEI）を取得できない場合、企業は、2018年1月から適用されるMiFIRに基づく報告要件に準拠できなくなります**

2017年4月6日 - バーゼル - グローバルLEIシステムの運用面の完全性を保証する責任を担う団体であるGlobal Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF) は、欧州連合（EU）が改訂を予定している第2次金融商品市場指令（MiFID II）および金融商品市場規則（MiFIR）に準拠する必要がある市場参加者に、可能な限り早期にLEIを取得するように呼びかけています。（企業が）期間内に取引主体識別子（LEI）を取得できない場合、企業は、2018年1月3日からEU域内で適用される報告要件に準拠できなくなります。LEIの発行をさらに効率化するために、GLEIFは顧客のLEI発行組織のネットワークへのアクセスを組織がサポートできるように「登録エージェント」という概念を導入しました。

取引施設、投資会社、仲介業者を対象とするMiFID IIおよびMiFIRは2018年1月3日から施行されます。MiFID II/MiFIRによる法律の施行により、これまでそのような義務を一切負っていない多くの関係者がLEIの取得を求められるようになります。MiFIRに基づく取引報告では、欧州証券市場監督局（ESMA）は、サービスを提供する前に投資会社は顧客からLEIを取得する必要があると明言しています。サービスの運営により、顧客のために行われた取引に関する報告義務が発生します。

GLEIFが導入した「登録エージェント」という概念により、投資会社やその顧客が一般的な報告要件に準拠できるようにします。グローバルLEIシステムにおける登録エージェントの役割は、LEI発行機関に直接関連します。LEI発行組織（あるいは「付番機関」またはLOU）が、登録、更新、その他のサービスを提供し、LEIを取得しようとする取引主体の主要なインターフェースの役割を果たします。

登録エージェントはLEI発行機関の1社または複数社と連携してLEIサービスに対する顧客のニーズが満たされていることを確認することができます。登録エージェントが実施する業務の内容：

- 取引主体がLEI発行機関にLEIを申請する際の情報をウェブサイトに掲載する。
- 取引主体との連絡を管理する。
- LEI申請主体の存在を確認するために必要な情報を収集し、LEI発行機関に転送する。

登録エージェントに関する詳細情報やLEIへの登録方法はGLEIFのウェブサイト ([www.gleif.org](http://www.gleif.org)) に掲載しています。

GLEIFのCEOシュテファン・ヴォルフは以下のようにコメントしています。「影響を受ける市場参加者には、できるだけ早くLEIを取得するように推奨しています。LEI発行機関は、LEIを取得し、登録エージェントとしての役割を果たすことに興味のある企業と協力するために、取引主体を支援する準備ができています。しかし、2017年の第4四半期までに登録されなかった場合には、LEIがMiFID II/MiFIRの期限までに発行される保証はありません。

また、シュテファン・ヴォルフは以下のように追加しました。「ESMAは、MiFIRに適合するには、投資会社は自社LEIを正しく更新し、維持する必要があることをGLEIFにも確認しています。更新とは、LEI発行者が参照データ、すなわちLEIで識別できる取引主体の公開情報を毎年管轄のサードパーティのソースと比較して再認証することを意味しています。このため、投資会社はLEIの記録に記載されている日付までに更新されている必要があります。」

- 終了 -

この文章は原文の英語を翻訳したものです。原文の英語は以下に掲載しています。<https://www.gleif.org/en/newsroom/press-releases/the-concept-of-the-registration-agent-introduced-by-gleif-allows-firms-to-help-their-clients-to-access-the-network-of-legal-entity-identifier-issuing-organizations>

完全な解像度の画像およびロゴは、以下のリンクからダウンロードできます。

<https://www.gleif.org/en/newsroom/gleif-graphics-images>

#### 連絡先

GLEIFコミュニケーション主任担当者 メラル・ルーシング

メール：[meral.ruesing@gleif.org](mailto:meral.ruesing@gleif.org)

電話：+49 69 9074999-0

Bleichstrasse 59, 60313, Frankfurt am Main, Germany

Octopus Group (PR UK) ミッキー・イゼラー

メール：[GLEIF@octopusgrp.com](mailto:GLEIF@octopusgrp.com)

電話：+44 (0) 8453 707 024

Octopus Group, 222 Grays Inn Road, WC1X 8HB, London, England

#### 関連リンク

<https://www.gleif.org/en>

#### 編集者へのメモ：

#### 用語集

Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF) について

Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF) は、取引主体識別子 (LEI) の推進や利用を支援するため、2014年6月に金融安定理事会によって設立された非営利組織です。GLEIF本部はスイスのバーゼルにあります。

GLEIFのサービスにより、グローバルLEIシステムの整合性を確保することができます。また、GLEIFは、オープンデータライセンスを使用した、グローバルLEIリポジトリ全体への無料アクセスを可能にする技術的インフラを提供します。GLEIFは、世界中の公官庁の代表者で構成されるLEI規制監視委員会によって監督されています。詳しい情報は、GLEIFのウェブサイト (<https://www.gleif.org/en>) を参照してください。

### 取引主体識別子 (LEI) について

LEIは、国際標準化機構が定めたISO 17442に基づく20桁の英数字コードです。LEIによって参照可能な主要情報により、グローバルな金融市場や金融取引に参加する取引主体を明確かつ一意に識別することができます。

LEIは現在、アメリカ、欧州連合などで店頭デリバティブの取引、レポート、取引相手となる場合に必須です。世界の多くの規制機関は、金融市場取引および規制報告にLEIを導入しているか、導入を検討しています。LEIを必須にする規制イニシアチブに関する情報はGlobal Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF) のウェブサイトで確認いただけます。<https://www.gleif.org/en/about-lei/introducing-the-legal-entity-identifier-lei>

### グローバルLEIシステムの沿革

2011年、G20 (Group of Twenty) は金融安定理事会 (FSB) に、国際的な取引主体識別子 (LEI) と、それを支えるガバナンス機構に関する推奨事項を提供するよう求めました。その結果、金融取引に参加する世界中の取引主体に対してLEIを発行し、一意の識別方法を提供するグローバルLEIシステムが開発されることになりました。FSBは、LEIのグローバルな導入は複数の「金融安定目標」を支え、「民間部門への多くの利点」を提供することを強調しました。

### LEI規制監視委員会 (LEI ROC)

LEI規制監視委員会 (LEI ROC) は、世界中の公的機関のグループで、法人識別の世界的な枠組みであるグローバルLEIシステムを調整し監督するために、2013年1月に設立されました。LEI ROCは、Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF) の監督役として、GLEIFがグローバルLEIシステムの原則に従っていることを確認します。詳しい情報はLEI規制監視委員会のウェブサイトを参照してください。<http://www.lei.roc.org/>

### LEI発行機関またの名は「付番機関 (LOU) 」

この組織は、金融取引に携わる取引主体にLEIを発行する権利を持つ組織です。詳しい情報はGLEIFのウェブサイトを参照してください。<https://www.gleif.org/en/about-lei/how-to-get-an-lei-find-lei-issuing-organizations>

### 出典：

Global Legal Entity Identifier Foundation, Bäumleingasse 22, CH-4051 Basel

取締役会議長最高経営責任者（CEO） ギラード・ハートシンクシュテファン・ヴォルフ

商業登記番号：CHE-200.595.965、VAT番号：CHE-200.595.965MWST

 : <http://bit.ly/10XYLo> |  : <http://bit.ly/1Me7uZx> |  GLEIFブログ : <http://bit.ly/1LylXkn>